

事 務 連 絡

令和4年3月22日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会  
事 業 部

建築工事届及び建築物除却届の様式の変更について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年3月31日に行われた建築基準法施行規則の改正により、令和4年4月1日以降、建築工事届及び建築物除却届の様式が変更となるため、同日以降に建築物を建築又は除去しようとする場合については、建築主又は除却の工事施工者の皆様は、変更後の様式での届出が必要になります。

この度、国土交通省住宅局建築指導課より、添付資料のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙ところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へご周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（添付資料）

- ・国土交通省依頼文
- ・別添1 建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部改正及び建築物用途分類の改定について（技術的助言）
- ・別添2 （改正後）第40号様式（建築工事届）・第41号様式（建築物除却届）
- ・別添3 工事届・除却届リーフレット

【担当】事業部 犬飼

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp